

(4) 民間都市開発推進機構の土地取得譲渡業務及び道路用地の先行取得に係る特例措置の延長（所得税、法人税、登録免許税、住民税、不動産取得税、特別土地保有税、事業税、事業所税）

内 容

1．民間都市開発事業推進のため、民間都市開発推進機構が取得する事業見込地に係る税の特例措置等の適用期限を延長する。

- ・登録免許税：税率を 6/1,000に引上げ、適用期限を 3年延長（平成17年 3月31日まで）
- ・不動産取得税（課税標準2/3控除）：適用期限を 2年延長（平成16年 3月31日まで）
- ・特別土地保有税（税額1/3）：適用期限を 2年延長（平成16年 3月31日まで） 等

2．沿道の民間都市開発事業を推進するため、一定の道路用地について、民間都市開発推進機構に譲渡した場合における当該譲渡に係る譲渡所得の 1 5 0 0 万円特別控除（所得税、法人税、住民税）措置の適用期限を 3年延長する（平成17年 3月31日まで）。

（参 考）

- 1.土地取得譲渡業務：民間都市開発事業の用に供される見込みのある土地を先行的に取得し、民間都市開発事業を施行する者に土地の譲渡等を行う。
- 2.沿道環境整備土地取得譲渡業務：民間都市開発事業の推進に資する道路事業見込地及び沿道の民間都市開発事業見込地の取得、譲渡等を行う。